

議 長 日程第3「議案第7号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは説明申し上げます。松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等ということでございますが、休暇等に関する条例、それと松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を一部改正するもので、2つの条例を同じ改正理由からさせていただくものです。

平成26年の5月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正されました。その内容としましては、地方公務員について人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図れるとともに、これは松田町では余り例ないかと思いますが、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正が確保されるよう地方公務員法の一部を改正されたということでございます。これについては、平成27年の9月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令というのが公布され、施行日が平成28年4月1日より施行されるということでございますので、それに伴うあわせた形の上での改正ということでございます。

それでは、参考資料のほうから説明させていただきたいと思います。第1条、最初の松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ということでございますが、これは内容的なものというよりも、上位法であります地方公務員法の中での項ずれ、24条第6項が24条第5項ということで、内容的なものではございません。

それから、第2条松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございますが、おめくりいただきますと、これまで職員の研修及び勤務成績の評定の状況というひとくりの中であったものですが、これについては先ほど説明申し上げましたように人事評価制度というものを導入しなさい、そのほかそれについて新たに職員の退職管理というものもしっかりしなさいというようなことが上位法の中で規定されましたので、それを分けて表現させていただいた部分でございます。職員の人事評価の状況、5項で職員の休業に関する状況、それから職員の退職管理の状況というものを新たに加えていただいて、それ以前の職員の研修及び勤務成績の評定、要するに勤務成績の評定というひとくりだったものをもうちょっと丁寧にして、それが給与あるいは賞与等にきっちり反映させていきなさいというような趣旨でございます。これに伴って、規則以下でいろいろとそういった調書等も整理するような形に今作業…これをお認めいただいたところで作業を並行させて進めているところでございます。

本文にお戻りいただきまして、附則でございます。先ほど来御説明申し上げてますように、法律が4月1日より施行せよということでございますので、附則ですが、この条例は平成28年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松田町人事行政の運営等の状況の公表

に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。